

南知多町景観計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画を策定するにあたり、必要な事項を協議するため、南知多町景観計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

第2条 委員会は、南知多町景観計画（以下、「景観計画」という。）の策定に関する検討事項その他必要な事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 各種団体等の代表者又はその指名する者
- (4) 公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、当該委員の委嘱の日から景観計画策定の日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は委員の互選によりこれを定める。ただし、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし、行政分野の委員が委員会の会議に出席できないときは、その職務を代理する者が議事に参与し、議決に加わることができる。

3 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより円滑な議事運営に支障が生じると認められる内容については、非公開で行うものとする。

(作業部会)

第8条 委員会に、景観計画の策定に関する検討事項について調査研究するため、作業部会を置く。

2 作業部会は、別表に掲げる課又は室の長の推薦により、その所属する職員をもって構成する。

(関係者の出席)

第9条 委員会及び作業部会（以下、「委員会等」という。）は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 委員会等の事務局は、建設経済部建設課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(失効期日)

2 この要綱は、景観計画策定の日限り、その効力を失う。

別表（第8条 作業部会）

建設課
産業振興課
環境課
まちづくり推進室
防災危機管理室
社会教育課

※計画策定の進捗業況に応じ、関係各課（室）を随時、構成員に加えることも認める。